

アムネスティ・インターナショナルとは

アムネスティ・インターナショナルは、すべての人の人権が守られる世界の実現をめざす国際運動体です。世界で700万人以上の人びとが参加し、世界中の人権侵害をなくすため、国境を越えて声をあげ続けています。

1961年の設立より特定の政府や政治信条、宗教に影響されない中立の立場で活動を続け、1977年にノーベル平和賞、1978年に国連人権賞を受賞しました。

あなたにできること

アムネスティ・インターナショナルは、労働者の権利をはじめ、さまざまな人びとの人権が守られるよう活動しています。世界の人権問題をより多くの方に伝え、人権状況を改善していくために、いっしょに行動してください。

■このリーフレットを配ってください

コンゴ民主共和国のコバルト鉱山での人権侵害は、身近な製品を介して、わたしたちとつながっています。コンゴでコバルトの手掘り採掘に携わる労働者の過酷な労働環境と児童労働について、一人でも多くの方に知つていただくために、このリーフレットを周囲の方にもお渡しください。

■アムネスティを支えてください

世界の人権状況を多くの人に伝え、改善していくには、正確な調査を行い、政府や当局に働きかけていくことが必要です。アムネスティのこうした調査活動や政策提言活動は皆さま一人ひとりのご寄付により支えられています。財政面でのご支援をお願いいたします。

【郵便局から】

口座番号:00120-9-133251 口座名義:公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

【Webから】

www.amnesty.or.jp

「寄付をする」ページにアクセスください。右のQRコードからもアクセスできます。
クレジットカードのみのお取り扱いです。



【銀行から】

三井住友銀行・神田支店 口座番号:普通2933055

口座名義:公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

領収書発行のため、お振込み後に、お名前・ご住所・お電話番号を当団体までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、領収書が発行できません。

アムネスティ・インターナショナル日本へのご寄付は、税額控除の対象となります。
詳細については、ウェブサイトをご覧いただけ、事務局までお問合せください。

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F

TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778 www.amnesty.or.jp

WARNING

スマートフォンに隠された真実

あなたのケータイ、「児童労働」につながっていませんか？



グローバル化や経済統合が進み、多国籍企業の経済活動はますます活発になっています。しかしながら経済的繁栄が公正に分配され包摶的にすべての市民に行き渡るようにするには、労働基準の遵守や社会的保護の適用が不可欠であり、このことなくしては持続的成長にも繋がりません。

そのためには、労働者が労働者の権利を知り、自国の政府に、ILO中核8条約をはじめとした労働者の権利に関する条約を批准し労働関係の法律を整えることや、多国籍企業がその責任を果たすよう促すことが必要です。

サプライチェーンは国境を越え長く複雑になっていますが、多国籍企業には、OECD多国籍企業行動指針をはじめとする国際ルールに則って材料・部品の調達から販売にいたるまでの過程で働くすべての労働者の権利を尊重する責任があります。

世界中の労働者の「働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)」の実現に向けて、連合はこれからも国際労働運動に取り組んでまいります。

連合会長 神津 里季生

このリーフレットは、日本労働組合総連合会(連合)ならびに
全日本自治団体労働組合(自治労)の助成金により作成しました。

©iStock

車両/エレクトロニクス/半導体/電子機器等の製造・供給・輸出において、労働基準法違反が頻繁に発生する中国・韓国・日本の主要な労働者組織(DRC)による労働条件の監視活動が行われています。

労働基準法違反の主な原因は、労働時間の超過、賃金の未払い、労働条件の悪化、労働安全衛生の確保不足などです。労働基準法違反は、労働者の労働権を侵害する重大な問題です。

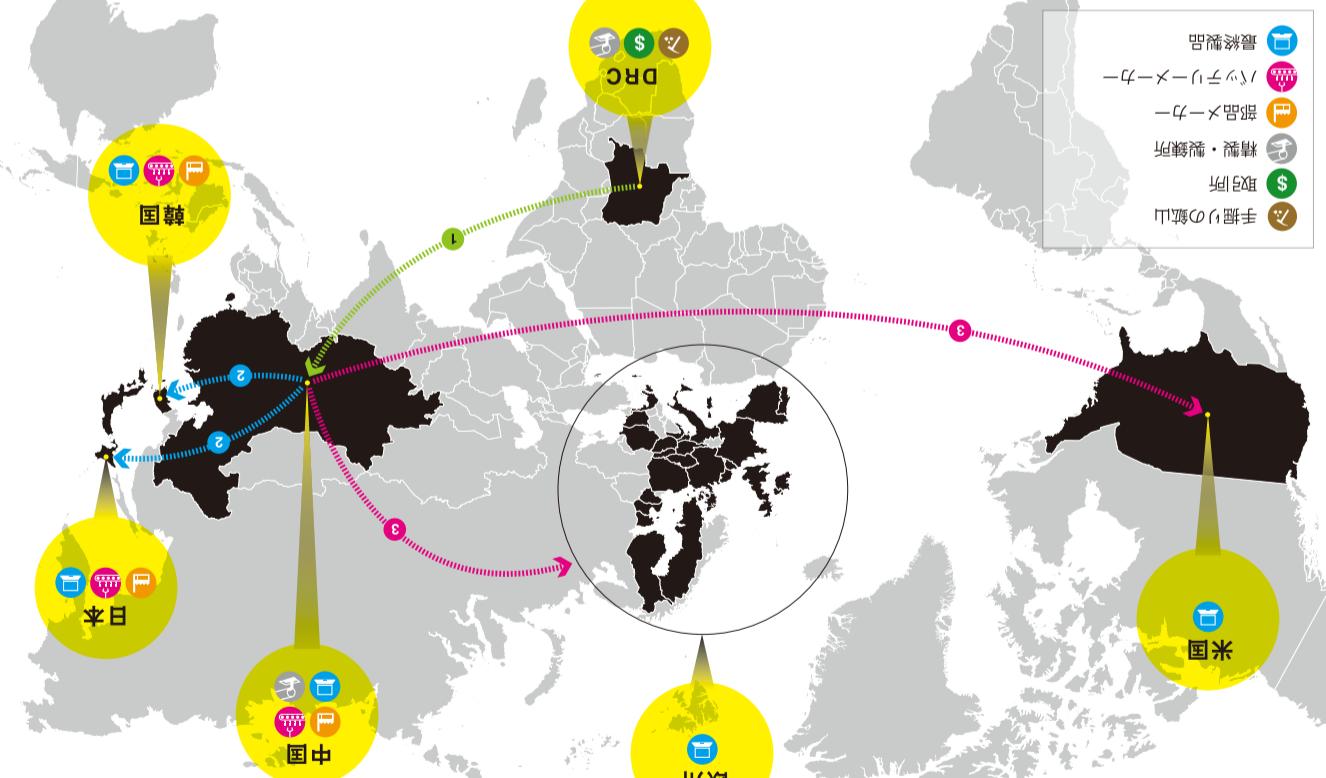
労働基準法違反は、労働者の労働権を侵害する重大な問題です。

「労働基準法違反」

3 / 1) 中国・韓国・日本などの主要な労働者組織(DRC)による労働条件の監視活動が行われています。

2 / 2) 労働基準法違反の主な原因は、労働時間の超過、賃金の未払い、労働条件の悪化、労働安全衛生の確保不足などです。

1 / 3) 労働基準法違反は、労働者の労働権を侵害する重大な問題です。



労働基準法違反の供給鍊路

労働基準法違反の供給鍊路

コンゴのコバルト鉱山で何が起きている？

ヘルメットといった安全装備もなく坑道で働く鉱山労働者
©Amnesty International and Afrewatch



命を削る鉱石の手掘り

手で掘り進められる鉱山は数十メートルの深さで広がっていますが、補強されていない坑道は落盤しやすく、換気が不十分なため窒息の危険もあります。事故の発生頻度は高く、ひと月に5人の労働者が死亡している計算になります。事故の多くは公表されないので、正確な数字はわからず、遺体はがれきに埋もれたままです。

こうした危険な採掘現場で、労働者は手袋や作業着、フェイスマスクなどの安全装備もないまま、長時間働いています。コバルトの粉塵による肺や呼吸器の疾患、皮膚炎といった健康被害も深刻です。運び出された鉱石を素手で選別、洗浄する子どもたちや女性たちの身体にも影響が出ています。

コンゴ政府による労働安全管理の対象となる手掘り採掘認可区域が限られているため、多くの労働者は無認可区域で採掘しており、こうした労働者に対しては装備や有害物質の危険性についての指導はありません。

コンゴの採掘現場で働く子どもたちは4万人といわれており、その多くがコバルト採掘に関わっています。子どもたちは鉱石を集め、選別、洗浄、粉碎し、自分の体重より重い鉱石を運ぶ作業に携わっています。1日12時間働いても報酬はわずか1～2ドルです。

人口の3分の2が貧困層のコンゴ。子どもたちは、親に決まった収入がないために働くをえず、学校に通っていても、学費のために始業前や放課後、週末などに鉱山で働いています。コンゴ政府は、無償の義務教育として、すべての子どもに初等教育を提供するとしていますが、財源が不十分なため、教員の給与や制服代、教材費を、毎月請求する学校もあります。

子どもたちの安全と健康を脅かす採掘現場での労働は「最悪の形態の児童労働」とされており、コンゴ政府は国際機関やNGOから、児童労働をなくすための対応が不十分であると批判を受けています。

危険だらけの鉱山で働く子どもたち



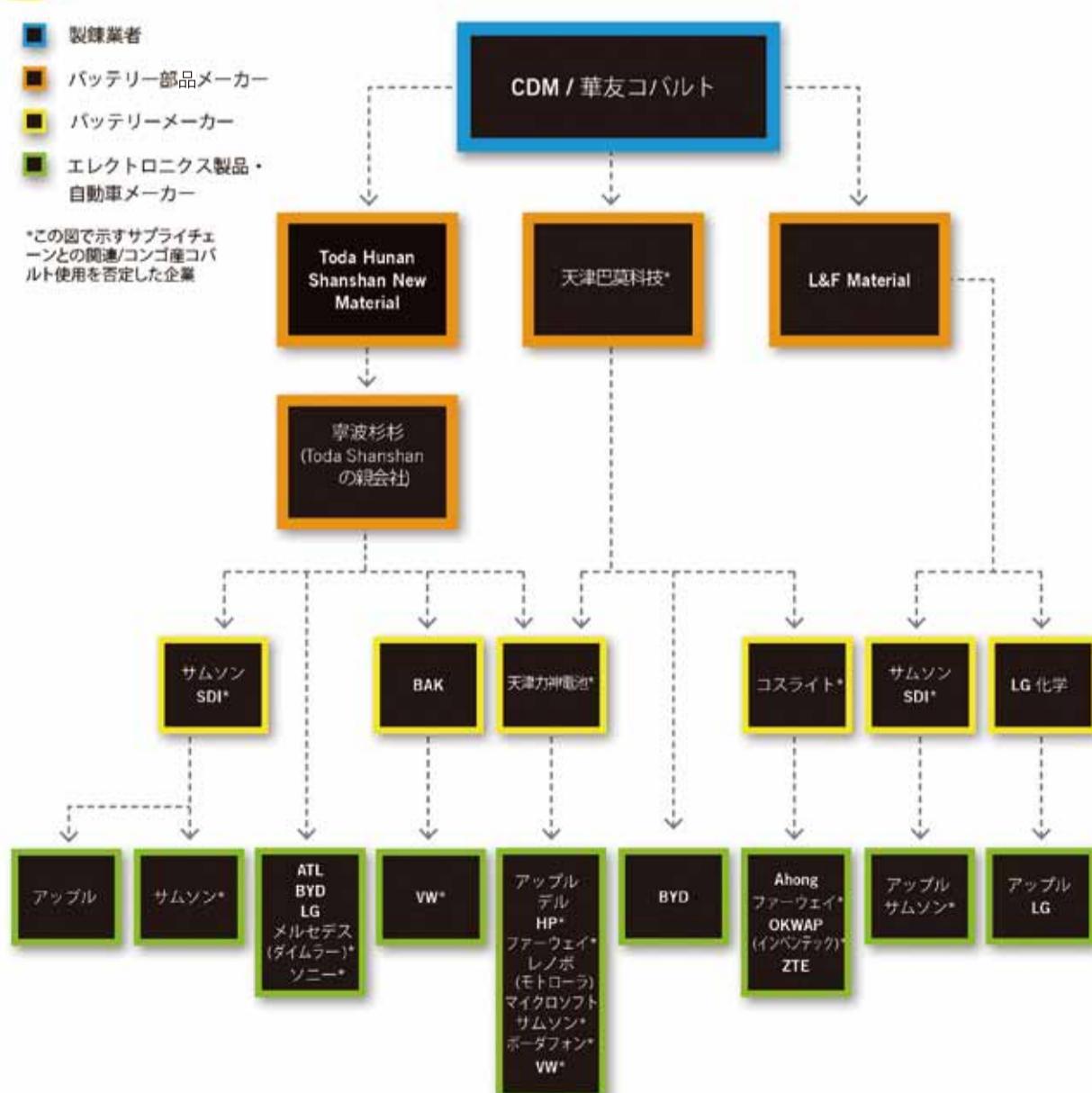
コバルトの粉塵が舞う中、鉱石の選別をする子どもたち
©Amnesty International and Afrewatch

鉱山労働者の権利を守るために？



コンゴ産コバルト調達の可能性があるサプライチェーン

公開情報より作成



すべての国と企業が尊重すべき人権の国際基準となっているのが、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」です。この指導原則では、国は人権を保護する義務があり、企業は、サプライチェーンを含むグローバルな事業活動において、人権を尊重する責任があるとしています。また、国も企業も、人権侵害が起きた場合には、救済措置をとることが求められています。

人権侵害から人びとを守る政府の義務

コンゴ政府は、無認可の採掘区域を管理し、すべての手掘り採掘者に対して、労働安全対策を実施しなければなりません。労働基準が守られるようにモニタリングをして、労働法の実施を強化することが急務です。また、最悪の形態の児童労働をただちになくし、すべての子どもたちに無償の義務教育として初等教育を提供する必要があります。児童労働で学校に行けなくなった子どもたちが教育システムから取り残されないようにしなければなりません。

サプライチェーンに関わる企業の責任

国連の指導原則では、企業は、自社が人権に及ぼす悪影響を特定し、それを未然に防ぎ、影響を及ぼした場合にはそれを軽減するための「人権デューデリジェンス」を行うことが求められています。コバルトのサプライチェーンに関わる企業は、デューデリジェンスを実施し、その情報を公開する必要があります。サプライヤーや政府機関といった関係者と連携し、人権を侵害された人びとを救済していかなければなりません。